

委員

- 第6条 この組織に本部長、本部委員、コーディネーターを置く。
また、本部委員会において必要と認めた場合は、副本部長ならびに顧問を置くことができる。
本部委員の任期は、4月1日より翌年3月31日までとする。
但し再任は妨げない。

選任

- 第7条 本部委員は第5条に則り選出し、本部長、副本部長、コーディネーターは本部委員会で本部委員の中から選出する。

会議

- 第8条 支援地域本部は、その目的を果たすため本部長の招集により、必要に応じて本部委員会を開催する。
また学校及び本部委員から開催要請があり、本部長が必要と判断した場合は本部長の招集により随時本部委員会を開催する。

活動

- 第9条 支援地域本部の活動は、第1条に掲げる目的を達成するために必要な活動を学校の要請に基づいて行う。

業務

- 第10条 支援地域本部の行う業務は、前条に則り別紙「地域本部業務指針」による。

評議委員

- 第11条 この組織活動を円滑に運営するために本部組織とは別に評議委員を置く。
評議委員は地域団体および学識経験者から支援地域本部委員会が選任する。
評議委員会議は本部長の依頼により開催する。
評議委員は地域支援本部の諮問、要請等に答申する。
委員の任期は、4月1日より翌年3月31日までとする。
但し再任は妨げない。

運営費

- 第12条 支援地域本部の運営資金は、公的補助金、各種団体・個人の協力金、その他をもって充てる。

旅費

- 第13条 支援地域本部の活動に伴う際に発生する旅費等は、別に定める『明戸学校支援地域本部旅費規定』に基づき支給する。